

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財團法人」、「公社」は「公益社團法人」、「特財」は、「特例財團法人」、「特社」は「特例社團法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。